

被扶養者認定事務における 事業所得者（自営業・農業等）の必要経費の取扱い一覧

※朱書きが取扱いを改正した経費。

営業所得

認められる経費

売上原価、給料賃金、
外注工賃、荷造運賃、
水道光熱費、旅費交通
費、通信費、修繕費、消
耗品費、

認められない経費

減価償却費、貸倒金、
利子割引料、租税公課、
広告宣伝費、接待交際
費、
損害保険料、福利厚生
費、

内容を確認のうえ、
経費と認めるか否かを
判断する経費

地代家賃(H29 年分確定
申告より対象)、
貸倒引当金、車両関係費

不動産所得

認められる経費

給料賃金、修繕費

認められない経費

減価償却費、貸倒金、借入金利
子、租税公課、損害保険料、雑

内容を確認のうえ、
経費と認めるか否かを
判断する経費

地代家賃(H29 年分確定申告
より対象)

農業

認められる経費

小作料・賃借料、種苗費、
素畜費、肥料費、飼料費、
農具費、農薬衛生費、
諸材料費、修繕費、
動力光熱費、作業用衣料
費、

認められない経費

減価償却費、貸倒金、
利子割引料、租税公
課、
農業共済掛金、雑費、
農産物以外の棚卸高、
専従者控除又は青色

内容を確認のうえ、
経費と認めるか否かを
判断する経費

雇人費(H29 年分確定申告
より対象)、荷造運賃手数料
(H29 年分確定申告より
対象)、貸倒引当金、
車両関係費

※ 上記に記載のない経費については、個別に内容を聴取し、必要経費と認めるか否かを判断します。